

# 第3次岐阜県廃棄物処理計画 施策の進捗状況調査票

参考資料3

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
1. 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進	(1)ごみ減量化の推進  ごみの減量化を実現するため、市町村によって取組状況が異なるプラスチックごみ及び可燃ごみ中の割合が多い紙類や食品廃棄物の減量化に関する取組など、各主体と連携して3Rのうち特に発生抑制(リデュース)及び再使用(リユース)に関する取組を推進します。	①「家庭ごみ減量」の推進	市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や、生ごみコンポスト、リサイクルショップや、フリーマーケットの活用等の具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。	・家庭系ごみの減量化の推進を目的とし、県民に対する意識啓発運動として、「ぎふ食べきり運動」を行っている。インスタグラムで、ぎふ食べきり運動協力店の紹介や、食べきりレシピの公開等を行い、県民向け啓発を行っている。	・「ぎふ食べきり運動」について、協力店・企業数が増加している。インスタグラムの登録者数については緩やかに増加傾向にあるが、発信内容に類似情報が多くなっていることもあり伸び悩んでいる。  ・一般廃棄物における生活系ごみの排出量は減少傾向にあるが、再生利用率は低下傾向である。 ◇1人1日当たり生活系ごみ排出量 全国 : H30 638g→R5 592 g 岐阜県 : H30 679g→R5 622g ◇一般廃棄物の再生利用率 岐阜県 : H30 23.2%(162千トン) →R5 21.7%(135千トン)	・「ぎふ食べきり運動」について、インスタグラムを用いてより効果的な情報発信を行い、食品ロス及び食品廃棄物の発生抑制と減量化を推進していく。  ・引き続き、市町村や市民団体と連携し、家庭ごみの減量化を推進していく。  ・啓発にあたっては、引き続き、SNS等を用いるなど、家庭ごみの減量に関する情報を積極的に発信する。
			啓発にあたっては、SNSや動画を用いるなど、様々な情報媒体を活用して、家庭ごみの減量に関する情報を積極的に発信します。			
	②「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度の推進・登録店舗・製造者の拡大		繰り返し使える容器を使用する、マイ容器に商品を提供する、バイオプラスチック製品の使用を推進するなどの使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力により、使い捨てプラスチック使用量を削減する取組を推進します。	・「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度をR4にリニューアルし「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ！』」制度へ移行した。プラスチック資源循環に資する取組みを実践する事業所を登録対象とする制度で、新制度から幅広い業種の事業者が対象となるよう、登録要件的具体化・拡充を行った。	「ぎふプラスマ！」への登録事業所数は順調に増加している。 県HPでの取り組み内容の紹介などによる、登録事業所のPRを十分に行えていない。	・プラスチック資源循環を促進するため、より多くの事業者にプラスチック資源循環に資する取組みを行ってもらえるよう、制度のPRを進めるとともに、登録事業者のPRについても行っていく。
			③石油由来プラスチック代替製品の利用促進	バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、消費者・事業者に対し啓発を行います。	・小売業へ高校や大学におけるイベントにおいて環境配慮型プラスチック容器の試供品を提供し、実際に使用してもらいながら普及促進や啓発を行った。	・県政モニターにおいてバイオプラスチックの認知度を調査したところ、「よく知っている」「おおよそ知っている」が合わせて58.4%を占めた。
	④「ぎふ食べきり」運動の推進		食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。	・「ぎふ食べきり運動」の協力店・協力企業の取組みを岐阜県公式インスタグラムで紹介している。その他、食べきりレシピの照会等も行い、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を促進している。 ◇登録店舗数: 1400店舗(R6年度末)	・「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業数とインスタグラム登録者数について、緩やかではあるが増加傾向にあり、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量の促進に繋がっている。	・引き続き、食品廃棄物の発生抑制や減量に繋がる情報発信を行うとともに、協力店・企業のPRについて力を入れていく。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
⑤食品ロス削減推進法に基づく都道府県計画の策定	⑥グリーン購入の推進	「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に基づき、国的基本方針を踏まえ、県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を策定します。	「食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため「岐阜県食品ロス削減推進計画」を策定し、行政、事業者、消費者、関係団体等により取組みを促進するとともに、各主体間の連携強化を図ることで、「オール岐阜」による食品ロスの取組を展開した。	・令和4年3月に、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため「岐阜県食品ロス削減推進計画」を策定し、行政、事業者、消費者、関係団体等により取組みを促進するとともに、各主体間の連携強化を図ることで、「オール岐阜」による食品ロスの取組を展開した。	・食品ロス削減に取り組む県民の割合は2025年度目標値を達成している。(令和7年度食品ロスに関する県民意識調査結果速報値による) ・食品ロス削減状況については、国と比較して遅れている。 ・家庭系は堅調に削減が進んでいるが、事業系は足踏み状態となっている。	・家庭系、事業系ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス発生量を半減させるために、令和7年度に実施した「食品ロスに関する県民・事業者意識調査」の分析・検証を踏まえ、効果的な普及啓発や周知を行っていく。
		東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。	環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るために、市町村や地域団体と連携し、県民向け情報提供や大型商業施設等での啓発活動を実施します。	・例年1月頃、県内大型商業施設でPRイベントを開催。参加店舗での啓発、懸賞応募企画等を実施した。 ◇直近開催 ・キャンペーン期間: R7.1.10～R7.2.9 ・グリーン購入の啓発、懸賞応募企画 ・協力店舗数: 579店舗(R6年度)	・キャンペーンの実施を通じて、消費者に対してグリーン購入の普及・啓発を実施している。  ・三県一市グリーン購入キャンペーンの協力店舗数が伸び悩んでいます。	・三県一市グリーン購入キャンペーンの参加店舗数について、県内に本店を置く大規模あるいは複数店舗を有する事業者のうち協力事業者として未登録の事業者に対して、参加を呼び掛けていく。
		岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。	岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。	・毎年度、全庁的にグリーン購入調達実績の報告を求めており、3年に一度取りまとめた実績をホームページで公開している。	・「岐阜県環境物品等調達方針」に基づき、全庁的にグリーン購入を促進。近年は9割前後での調達率であり、取組が浸透。	・引き続き、全庁のグリーン購入調達実績を取りまとめ、状況把握を行っていくとともにグリーン購入の普及啓発を行っていく。
	⑦エシカル消費の推進	人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費(倫理的な消費)」について、普及啓発を行います。	人・社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費(倫理的な消費)」について、普及啓発を行います。	・消費者向け啓発資料にエシカル消費の理念や実践ポイントを盛り込むなど、普及・啓発を実施した。	・エシカル消費に対する消費者の認知度・関心は高いとは言えないため、より一層の普及・啓発が必要である。	・イベントの開催や消費生活ポータルサイト等から情報発信することで普及・啓発を推進していく。 ・県民に対し、エシカル消費につながる具体的行動の啓発を進めるため、環境に配慮した消費行動であるグリーン購入や地産地消といった「グリーン志向の消費行動」、障がい者の支援につながる製品購入の普及・推進に向けた仕組みづくりや、小中学校など早い段階からの消費者教育に取り組んでいく。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
(2)リサイクルの推進  各種リサイクル法の適正な運用や、リサイクル製品の利用を推進するとともに、資源物の回収に関する情報発信などを通して分別を促進することで、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。	①各種リサイクル法の推進	容器包装廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村に対する施設整備の支援を行います。	・循環型社会形成推進交付金にて支援を実施した。	・循環型社会形成推進交付金を活用し、岐阜市(リサイクルセンター(R4完成))が施設を整備し、運用を開始した。	・循環型社会形成推進交付金を活用した円滑な施設整備を支援する。	
	○容器包装リサイクル法」の円滑な推進	○「食品リサイクル法」の円滑な推進	<p>食品リサイクル法について、県ホームページ等を用いた普及啓発を実施するとともに、地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、市町村等に対して情報提供等を行います。(食品リサイクル法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページにて食品リサイクル法について掲載し普及啓発を実施。</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第1項の規定に基づく再生利用事業計画認定通知を受理し、該当市町村へ通知。 ◇令和3～6年度:1件</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第20条第3項において、準用する同法第19号第3項の規定に基づく再生利用事業計画の変更認定通知を受理し該当市町村へ通知。 ◇令和3～6年:2件</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づく再生利用事業者の登録の更新通知を受理し該当市町村へ通知。 ◇令和3～6年度:0件</li> </ul>	<p>・県ホームページでの普及啓発を行った。</p> <p>・食品関連事業者が行う定期報告や各種申請は、農林水産省等が窓口となっており、それら認定等の情報提供を受け、該当市町村への通知を実施した。</p>	・食品リサイクル法について、県ホームページ等を用いた普及啓発を実施するとともに、地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、市町村等に対して情報提供等を継続する。	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
	○「自動車リサイクル法」の円滑な推進	県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。また、解体業、破碎業の許可業者に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。(自動車リサイクル法)	<p>・解体業及び破碎業の許可事務、引取業及びフロン類回収業登録事務を行うとともに、法制度の周知啓発を行い、法の円滑な推進を図る。</p> <p>・解体業者及び破碎業者の事業所の立入調査を行い、使用済自動車の適正処理の推進を図る。</p> <p>・盗難された車両が違法に解体されていると言われているヤードに対して、県警と連携して立入調査を行うなど、違法行為の発見及び監視指導に努める。</p>	<p>・許可・登録事務の適切な実施、法制度の周知啓発及び関係業者の監視指導の実施により円滑な推進が図られた。</p> <p>・次のとおり立入を実施し、不適正処理が行われていないか確認した。            (令和3年度)解体:71回、破碎:16回            (令和4年度)解体:80回、破碎:16回            (令和5年度)解体:118回、破碎:20回            (令和6年度)解体:100回、破碎:20回</p> <p>・自動車リサイクル法に基づく許可又は登録のないヤードが52箇所あり、これらの施設において使用済自動車の解体等の違法行為が行われないよう継続して監視指導を行っていく必要がある。</p>	<p>・許可業者への監視指導については、引き続き定期的な立入検査を実施し、自動車リサイクル法の適正な履行を推進する。</p> <p>・ヤード対策については、引き続き県警と連携してパトロール等の監視指導を行う。</p>	
	○「建設リサイクル法」の円滑な推進	県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めるとともに、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実を図ります。(建設リサイクル法)	<p>・ホームページへの掲載等により制度の趣旨や届出手続等の周知を図った。</p> <p>・対象建設工事に係る届出の受理をはじめ、現場確認での分別解体の指導等を行い、法の円滑な運用に努めた。</p> <p>・毎年6月と10月(令和3年10月は中止)に環境部局、労働基準監督署等と合同で一斉パトロールを実施した。</p>	<p>・一斉パトロールでは、無届工事や不適正な現場について13件の助言と7件の報告徴収を行った。</p> <p>・対象建設工事の届出制度や分別解体等の実施義務についてのより一層の周知が必要である。</p>	<p>・対象建設工事について届出が確實に行われ、かつ適切に施工されるよう、引き続きホームページ等で周知するとともに、届出に係る現場等での確認・指導や関係部署と連携したパトロールを実施する。</p>	
	②多量に排出される廃棄物の再資源化の促進 ○建設系産業廃棄物の再資源化等の促進	建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、建設工事現場のパトロール等を通じて、排出事業者に啓発・周知します。	<p>・ホームページへの掲載等により建設工事現場での建設廃棄物の適正な分別により再資源化を図り、埋立処分量の削減に努めるべきことを排出事業者に周知している。</p> <p>・届出に係る現場の確認、年2回の環境部局、労働基準監督署等との連携による一斉パトロール等を実施した。</p>	<p>・一斉パトロールでは、無届工事や不適正な現場について13件の助言と7件の報告徴収を行った。</p> <p>・建設リサイクル法の対象建設工事の届出制度や分別解体・再資源化の実施義務についてのより一層の周知が必要である。</p>	<p>・建設リサイクル法の届出に係る現場の確認や一斉パトロール時等に建設廃棄物の適正分別・再資源化により埋立処分量の削減に務めるべきことを事業者に周知する。</p>	
	○汚泥リサイクルの普及啓発	汚泥リサイクル及び汚泥肥料について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めます。	<p>・汚泥リサイクル及び汚泥肥料について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めた。</p> <p>・市町村等に対し、発生下水汚泥の処理については、再生利用に努めるよう指導を行っている。</p>	<p>・計画期間において、汚泥リサイクル率は上昇しており、普及啓発活動の結果によるものと評価できる。</p> <p>下水汚泥有効利用率            ・R05:93.4%            ・R04:93.4%            ・R03:93.0</p> <p>農業集落排水汚泥リサイクル率            ・R06:70.0%            ・R05:67.1%            ・R04:64.0%            ・R03:63.3%</p>	<p>・引き続き、汚泥リサイクル及び汚泥肥料について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めます。</p> <p>・これまでに引き続き、市町村等に対し、発生下水汚泥の処理については、再生利用に努めるよう指導を行っていく。</p>	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
		○家畜排せつ物や稻わら等、農林系バイオマス資源の整備支援	家畜排せつ物や稻わら等、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残さの飼料化の取組について、市町村等に対し助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の支援事業を活用した堆肥化施設の整備支援や、物価高騰対策の交付金を活用し、堆肥の活用に資する機械等の導入を支援した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国事業「国内肥料利用拡大支援事業」で2団体が製造ライン整備、堆肥利用の栽培実証等に取組んだ。</li> <li>・また、計150件を超える農業者の堆肥活用等に資する機械導入を支援し、堆肥の活用等を推進した。なお、事業の継続については、国交付金を財源とすることから未定である。</li> </ul>	<p>・引き続き、地域内の肥料資源の活用を推進する。</p> <p>※「また、安全面に配慮した食品加工残さの飼料化の取組について、市町村等に対し助言を行います。」は削除</p>

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
	○多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、多量排出事業者から提出のあった処理計画書及び実施状況報告書をインターネット上に公表した。</li> <li>・産業廃棄物処理動向調査において、多量排出事業者を対象とした産業廃棄物の減量に関する課題等の意識調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各多量排出事業者において、自主的な排出抑制や再生利用等による減量化を計画し、それらの取組みが進められている。</li> <li>・排出抑制のためには製造工程や工事設計の見直しが、再生利用や再資源化には更なる分別の徹底が必要である等、これらの取組を進める上での課題は様々である。</li> </ul>	・引き続き、処理計画書及び実施状況報告書をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進する。	
	③リサイクル製品の利用推進 ○岐阜県リサイクル認定製品の利用推進	岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。  関係団体に対してリーフレットを送付するなど、岐阜県リサイクル認定製品についてPRを行い、利用促進を普及啓発します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者にも利用を呼びかけた。</li> <li>・「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品の紹介を行った。</li> </ul> <p>◇認定製品数：139製品（R6年度末時点） ※新規認定：R6年度 1製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル認定業者にとって、適合状況の検査等認定製品の認定の継続に要する経費に比べ、製品発注側の需要が少ない。</li> <li>・制度開始から20年以上を経て、事業が成熟期に入り、リサイクル認定業者の新規開拓の土壤が限られてきており、既存の認定製品の販売数増加に向けた取組みへ移行しつつある。</li> </ul>	・県ホームページ等において、リサイクル認定製品の紹介を行い、イベント等の機会で展示やPRを行うなどして、リサイクル認定製品の使用促進しごみ減量化を促進する。	
	④紙ごみの分別徹底の推進	市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期岐阜県分別収集促進計画を策定した。（令和4年8月）</li> <li>・市区町村における分別収集実績等を把握するための調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全42市町村において分別収集計画が策定された。</li> <li>・市町村によっては、紙ごみの分別収集を実施していない市町村が残っている。</li> </ul>	・引き続き取組みを継続する。	
	⑤小売店等における資源物の回収拠点に関する市町村への情報提供	小売店等で実施しているペットボトルや食品トレイ等の資源物の回収拠点に関する情報を収集し、市町村へ情報提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、小売店（主にスーパー）へ照会し食品トレイ等の回収状況を調査している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度～令和5年度までの件数は、以下のとおり</li> <li>令和3年度：32千t</li> <li>令和4年度：35千t</li> <li>令和5年度：35千t</li> </ul>	・引き続き、毎年度小売店に対して食品トレイ等の回収状況を調査する。	
	⑥製造者が実施する使用済み製品の回収に関する市町村への情報提供	使用済み製品の回収を実施している製造者の情報を収集し、市町村へ情報提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期岐阜県分別収集促進計画を策定した。（令和4年8月）</li> <li>・市区町村における分別収集実績等を把握するための調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の動向は製造メーカーも把握しているところであり、分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう働きかけることについては最低限に留めている。</li> </ul>	・引き続き、プラスチック資源循環推進懇談会にて必要事項を情報提供・周知していく。	
	⑦市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進	資源物回収における異物混入の防止等、市町村のルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期岐阜県分別収集促進計画を策定した。（令和4年8月）</li> <li>・市区町村における分別収集実績等を把握するための調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全42市町村において分別収集計画が策定された。</li> </ul>	・引き続き取組みを継続する。	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
(3)一般廃棄物の適正処理の推進  一般廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査や処理施設整備に対する市町村への支援を継続して実施します。また、再資源化の推進や最終処分量の削減を図るための取組の支援を行います。	①市町村への技術的支援	⑧リユース・リサイクル可能なプラスチック製品のデザイン推進	分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう、プラスチック製品の製造事業者に対して働きかけを行います。	・令和5年度にプラスチック製造メーカーや学識経験者等を委員としたプラスチック資源循環推進懇談会を設立し、プラスチック資源循環に関する啓発等について協議している。	・国の動向は製造メーカーも把握しているところであり、分別が容易でリユース又はリサイクル可能な仕様・デザインとなるよう働きかけることについては最低限に留めている。	・引き続き、プラスチック資源循環推進懇談会にて必要事項を情報提供・周知していく。
		②一般廃棄物処理施設への立入検査の実施	市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるよう、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。	・市町村担当者会議を年1回以上開催している。 ・市町村担当者からの問い合わせに対し、随時対応している。	・市町村の担当職員に対し、必要な情報の提供や技術的助言を行うことにより、一般廃棄物の安定的な処理に寄与した。	・市町村担当職員を対象とした会議を定期的に開催し、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行う。
		③一般廃棄物処理施設への整備等に対する支援	一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。	・県内の各市町村における一般廃棄物の処理及び施設状況について詳細な調査を行った。	・調査を実施することにより、県内における一般廃棄物処理の詳細な状況を把握することができた。	・一般廃棄物処理施設に対し、定期的な立入検査を実施し、維持管理状況の確認や必要な指導を実施することにより、一般廃棄物の適正処理を図る。
		④一般廃棄物の最終処分削減の取組の支援	市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。	・循環型社会形成推進交付金にて支援を実施した。	・循環型社会形成推進交付金を活用し、岐阜市(リサイクルセンター(R4完成))、南濃衛生施設利用事務組合(汚泥再生処理センター(R5完成))が施設を整備し、運用を開始した。 ・循環型社会形成推進交付金を活用して、岐阜羽島衛生施設組合、もとす広域連合、下呂市がし尿処理施設の基幹的設備改良を実施した。	・循環型社会形成推進交付金を活用した円滑な施設整備を支援する。
			市町村等の溶融固化施設で生成される溶融スラグの利用拡大を図るために、溶融スラグを使用した岐阜県リサイクル認定製品の積極的な利用を推進します。	・岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品の紹介を行った。 ・県内の溶融スラグについては、R5年度統計で生産量11,670tに対して、10,792tが有効利用された。((一社)日本産業機械工業会調べ)	・溶融スラグの有効利用率は92.5%となっており、コンクリート用骨材などへの有効利用が図られている。	・引き続き、県ホームページやパンフレットで製品を紹介するなど周知を行う。
	⑤県・市町村の連携による適正処理の監視	県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それが適正に処理される体制の確保に努めます。	<産業廃棄物等立入検査強化事業> ・市町村職員を県職員に併任し、廃棄物処理法の立入検査権限の行使を可能とし、不適正処理事案の初期段階から県と市町村と連携を図り、産業廃棄物の不法投棄を防止した。 ・特定家電等の不適正処理を防止するため、年4回、市町村と合同で県内の無料回収拠点の監視を行った。	・市町村との連携の一環として合同でパトロールし、市町村と連携して不適正処理事案を監視した。 ・監視対象である無料回収拠点は減少傾向となっている。監視により適正処理が推進されている。	・今後も継続して市町村と連携した取組を行う。 ・引き続き、監視を継続し、一般廃棄物の適正処理の確保に努める。	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
			<p>⑥一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の検討</p> <p>市町村と連携し、持続可能な適正処理を確保するため新たな広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画を策定した。(令和4年3月)</li> <li>ブロック会議を開催し、県内及びブロック内の情報共有を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の地域において、広域化・集約化に向けた動きが進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と連携し、持続可能な適正処理を確保するため新たな長期広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、民間会社には照会をかけて、資源物の回収量を調査している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>およそ70%超えの会社から調査の結果を得ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、民間会社には調査(照会)をかけて、資源物回収量の調査を実施する。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に、高山市、各務原市において、家庭から排出されるごみ袋を開封し、食品及びプラスチック廃棄物を調査区分ごとに分類し、写真撮影などを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食べ残しの割合は、いずれの地域でも大差はないという結果であった。今後は、他の市町村でも、食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、県内市町村には、食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施をしているか照会するとともに、この調査の実施を進めていくようにする。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村には、家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査しているか照会をかけ、現状の把握を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物及びプラスチックごみの調査を実施している市町が、令和6年度末時点で、7市町であった。今後は、実施市町の組成調査方法の検証を行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査状況を把握し、調査方法の検証を行っていく。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
⑩可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ	⑩可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ	市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言等市町村の取組を支援します。	・県内市町村に適宜、情報提供を行った。	・可燃ごみ指定袋等へのバイオプラスチックの導入について相談がなく、技術的助言を行うことができなかった。	・可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を行っている自治体へヒアリングを実施し、県内市町村へ必要な情報提供などを実施します。	
	⑪廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進	温室効果ガス排出量の更なる削減を図るため、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。	・循環型社会形成推進交付金を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけた。	・令和7年度に高山市においてエネルギー回収型廃棄物処理施設が竣工するほか、令和8年度にもさらに1施設竣工する予定であり、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設置が進んでいる。	・循環型社会形成推進交付金を活用した円滑な施設整備を支援する。・必要な情報の提供や助言などの支援を継続して行う。	
	⑫各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有	県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。	・県内のプラスチック資源循環促進法への取り組み状況をとりまとめ、圏域ごとのブロック会議を開催し、情報共有を行った。	・各市町村でプラスチック資源循環促進法に基づく分別収集・再商品化を行う市町村が増えている。	・必要な情報の提供を継続して行う。	
	⑬取組効果を見る化する仕組の構築	施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組の効果を見る化する仕組の構築を図ります。	・令和4年4月から、岐阜県における清掃活動の取り組み状況を見る化するウェブページを開設しており、県内の清掃活動の実施人数や拾われたごみの個数のデータを収集し、見える化する仕組みを構築した。	・県内の清掃活動の実績や、デジタル技術を活用したごみ調査の結果のデータを掲載している。見える化ウェブページの認知度が低く、県民への行動変容に繋がっているとは言い難い状況にある。	・引き続き、見える化ウェブページの周知を行うことで県民への行動変容を促すとともに、各主体と連携しながら、散乱ごみの削減、ごみの適切な廃棄による再資源化の推進を図る。	
		県民、自治会、民間団体等の様々な活動を把握し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。	・公益社団法人食品容器環境美化協会が、ゴミ散乱防止、リサイクルの実践教育に優秀な成果をあげている小・中学校の表彰を実施しており、その推薦事務を行っている。 ・3R・資源循環推進フォーラムが、3Rを題材にしたポスターコンクールを実施しており、その周知や取りまとめを行っている。 ・食品ロス削減をテーマとしたポスターと標語を募集し、入選作品を掲載したポスターを学校、市町村、協力店舗、事業所等に提出した。	・学校や各主体から多くの募集があり、県民の中で資源循環等に対する意識が向上しており、再資源化の推進や最終処分量の削減を図れている。	・引き続き、各主体と連携をしながら、表彰等を通して、再資源化の推進や最終処分量の削減を図っていく。	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
(4)産業廃棄物の適正処理の推進  産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組や産業廃棄物の処理に対する理解を深め、排出事業者及び処理業者の意識向上を図るための取組を推進します。	①産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施	産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、随時立入等を組み合わせて実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。	・産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施するとともに、違反を発見した場合には、改善指導等を行うことにより、産業廃棄物処理業者による適正処理を推進した。	・監視指導要領に基づき計画的に立入検査を実施するとともに、違反事案に対しては、速やかに改善指導のほか、行政処分等の厳正な対応を行っており、近年では、産業廃棄物処理業者による大規模な不適正処理事案は発生していない。	・監視指導要領に基づく計画的の立入検査を実施し、産業廃棄物処理業者の監視・指導に努める。	
		②排出事業者、処理業者の意識向上と関係法令等の理解促進	廃棄物関係法令の遵守による適正処理を推進するため、主に中小事業者を対象に法令講習会を実施します。  廃棄物関係法令や適正処理に関する排出事業者向けの手引き等を作成し県ホームページ等を活用して周知します。	・排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るために、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施しており、令和6年度は2事業者において出前講座形式で講習を実施した。	・産業廃棄物の適正な取り扱いについて、中小企業団体等を対象にした講習等を通じて、周知を図ることができた。  ・排出事業者に対する廃棄物適正処理に関する知識向上を図ることができた。	・引き続き、産業廃棄物の適正処理のため排出事業者向けの講習会を実施する。  ・主に中小事業者を対象として、廃棄物関係法令や適正処理についての知識を深めるための法令講習会を実施するとともに、県ホームページ等を活用し周知を図る。  ・処理業者が主催する法令講習に講師を派遣する等、処理業者の関係法令に関する知識の向上を図る。
	③食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化	産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や、廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。  動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検査等の監視強化に取り組みます。	・平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受け、平成29年度から、食品衛生責任者に対する食品衛生及び不正流通防止対策に関する講習会等を実施するとともに、食品衛生監視員に廃棄物処理法第19条の立入権限を付与し、食品製造施設への立入検査に併せて、廃棄物の適正処理に関する啓発を実施した。	・平成29年度以降、県内において食品廃棄物に関する不適正処理事案は発生していない。  ・産業廃棄物は、排出事業者がその処理責任を負うものであり、食品廃棄物の排出事業者に対する講習会の開催や立入検査時における啓発により、食品廃棄物の適正処理の周知徹底が図られていると考えられる。	・これまでの取組を継続する。	
		④電子マニフェストの利用促進	産業廃棄物の処理状況の透明化に効果があるとされる電子マニフェストの利用促進に向け、啓発を行います。また、県が排出した産業廃棄物の処理を委託する場合は、原則としてすべての業務で電子マニフェストを使用します。	・電子マニフェストの一部義務化について、県ホームページで案内している。  ・県が(特別管理)産業廃棄物の処理を委託する場合には、原則として電子マニフェストを使用するため、必要な所属にID等が付与されている。	・県内における電子マニフェストの普及率は、令和2年度に65%であったものが、令和5年度は81%に増加した。	・これまでの取組を継続する。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
⑤多量に排出される廃棄物の再資源化の促進【再掲】	⑤多量に排出される廃棄物の再資源化の促進【再掲】	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告の内容を確認し、必要に応じて助言を行うなど、産業廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた取組を推進します。	・毎年度、多量排出事業者から提出のあった処理計画書及び実施状況報告書をインターネット上に公表した。 ・産業廃棄物処理動向調査において、多量排出事業者を対象とした産業廃棄物の減量に関する課題等の意識調査を実施した。	・各多量排出事業者において、自主的な排出抑制や再生利用等による減量化を計画し、それらの取組みが進められている。 ・排出抑制のためには製造工程や工事設計の見直しが、再生利用や再資源化には更なる分別の徹底が必要である等、取組を進める上での課題は事業者によって様々である。	・引き続き、処理計画書及び実施状況報告書をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進する。	
				・県のホームページにおいて制度に関するパンフレットを掲載するとともに、住民説明会の機会を捉えて、制度の説明を行っている。		
	⑥産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続き条例の運用	条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。	・県ホームページにおいて手続の進捗状況を速やかに公表し、手続の透明性を図ることにより、手続の透明性を図ります。	・制度が複雑であるため、住民等から制度に係る問い合わせがあるが、その都度丁寧に説明し、制度の趣旨を理解いただけるよう努めている。	・制度の適切な運用に努めるとともに、制度の周知に関する取組を継続する。	
				・R3～R6において、53件の事業計画が提出されたが、いずれも手続の進捗状況を速やかに公表した。		
	⑦産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進	処理業者等との連携や県ホームページの活用等により、産業廃棄物処理施設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発を行います。	・産業廃棄物処理施設の稼働による周辺地域の生活環境への影響が低減されるよう、設置者に対し維持管理が適正にされているかを監視指導する。	・近隣住民からの苦情等があった際には、その都度迅速に対応し、維持管理上不適切な事項があれば改善させている。	・これまでの取組を継続する。	
⑧優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進	⑧優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進	処理業者等が主催する講習会に講師を派遣するなど、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進に向けた取組を行います。	・制度について県ホームページで案内するとともに、制度に係る通知等が発出された場合には関係団体に周知している。	・県内に本社や処理施設を有する処分業者的一部が優良認定を受けている。	・これまでの取組を継続するとともに、関係団体と協力し、認定制度の利用促進に取り組む。	
				・情報提供や定期的な調査を行うことで、排出量及び処理状況の把握を行うとともに、適正な処理を推進することができた。		
⑨農業用使用済みプラスチック適正処理の推進	⑨農業用使用済みプラスチック適正処理の推進	農業関係団体等に対し、適正な分別方法や生分解性資材の使用による排出抑制等についての情報提供を行います。	・農業関係団体を通じて農業者に対し排出量の抑制や流出防止、適正な処理方法などの情報提供を行った。また、令和4年度の排出量及び処理状況の調査を行った。	・継続して農業関係団体等への情報提供と定期的な調査による排出量及び処理状況の把握を行い、適正処理の推進を図る。		

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
		⑩家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援	小規模農家が利用する国庫補助対象外の家畜排せつ物処理施設の整備に対し支援します。	・これまでに12件の家畜排せつ物処理施設整備を実施した。	・小規模農家の要望を汲み取り、国庫補助事業対象外の家畜排せつ物処理施設の整備を適宜、実施することができた。	・支援を継続することで、家畜排せつ物の適正処理の推進を図る。
		⑪畜産環境保全推進指導協議会の開催	畜産経営に起因する環境問題について協議会を開催し、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。	・畜産経営に起因する環境問題について、農林事務所担当者と情報交換を行った。 ・畜産農家における家畜ふん尿処理施設の整備状況や環境問題の発生状況について調査を実施した。 ・市町村と連携し、畜産農家への巡回指導を実施した。また、環境問題が発生している畜産農家については、継続的な指導を実施した。	・農林事務所等と情報共有を図り、適切な指導を実施することができた。 ・畜産経営に起因した苦情の発生件数は横ばい傾向にある。経営の大規模化、混住化が進展する中、引き続き指導を行う。	・畜産合同会議等で農林事務所や関係機関と情報共有を行うとともに実態調査や巡回指導を行う。
		⑫耕畜連携による資源循環型農業の推進	畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。	・堆肥の種類、生産者情報、速効性窒素・緩効性窒素含量、各種肥料成分に関する岐阜県堆肥供給者リストを県のホームページに掲載した。	・詳細な堆肥供給者リストの公開により、堆肥の肥効の評価・分析が可能となり、化成肥料の節約や分析結果の公開による耕種農家のニーズに即した堆肥供給が期待でき、耕畜連携が図られた。	・引き続き実施していく。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針	
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題		
(5)有害廃棄物の適正処理の推進	①高濃度PCB廃棄物の処理促進	国、高濃度PCB廃棄物の指定処理機関(中間貯蔵・環境安全事業(株))や県内の各種事業者団体と連携して、高濃度PCB廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。	<p>・「岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成20年3月策定、平成29年3月最終改定)に基づき、実態把握のための調査を実施するとともに、把握できたPCB廃棄物の保管事業者に対してPCB廃棄物の適正保管及び期限内処理等の指導を行った。</p> <p>・平成28年12月に関係事業団体等と構築した岐阜県PCB処理推進連絡会を定期的に開催し、PCB廃棄物の処理推進に係る情報共有を行うとともに、団体構成員への啓発等の協力を求めた。</p> <p>・高濃度PCB廃棄物である廃変圧器や廃コンデンサー等の処分期間は令和4年3月末までとされ、それまでに保管等されていた高濃度PCB廃棄物については期日までに処理が完了した。それ以降、新たに発見され、高濃度PCB廃棄物を保管することとなった事業者に対しては、速やかな処理の実施を指導するとともに、処理状況のフォローアップを行った。</p>	<p>・PCB廃棄物の処理が推進された結果、PCB廃棄物の保管事業者数が令和2年度末の539事業者に対し、令和5年度末は288事業者に減少した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、県が把握している低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB含有製品の所有者に対する指導を実施するほか、広報の実施により期限内処理を推進する。</li> <li>・低濃度PCB含有製品を使用している可能性がある事業場への個別訪問等を行い、期限内の処分完了に向けた周知を実施する。</li> <li>・PCB廃棄物に係る制度改正に対して円滑に対応できるよう国の動向等を注視する。</li> </ul>	
	②低濃度PCB廃棄物の処理促進	国や関係機関と連携して、低濃度PCB廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。	<p>・また、保管事業者が特定できない高濃度PCB廃棄物及び改善命令を行ったが期日までに処分等措置が講じられない高濃度PCB廃棄物について、令和4年度に3件、令和5年度に1件の計4件の行政代執行を行った。</p> <p>・県HP等の広報媒体を活用し、県民への啓発を行った。</p>				
	③その他有害廃棄物の適正処理の推進	水銀廃棄物やアスベスト廃棄物をはじめ、事業所や家庭から排出される有害廃棄物が適正に処理されるよう、市町村、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して情報提供や必要な指導を行います。	<p>・水銀廃棄物やアスベスト廃棄物の処理について排出事業者や産業廃棄物処理業者に相談があった場合には情報提供や助言を行っている。</p>	<p>県内において発生する水銀廃棄物やアスベスト廃棄物の処理の停滞や不適正処理事案は発生していない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀廃棄物やアスベスト廃棄物等の有害廃棄物について、引き続き、処理に関する指導や情報提供を行う。</li> </ul>	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
2. 美しい生活環境の保全	(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底	①不適正処理の通報体制の整備	<p>広く県民から情報を提供していただくため、県ホームページに投稿フォーム「廃棄物インターネット110番」を設けるとともに、郵便局員や森林組合員等各種団体との通報協力体制の整備、産業廃棄物処理施設が設置されている地域において自主的に組織されている「岐阜県ふるさと環境保全委員会」活動の支援などにより、不法投棄や不適正処理の情報収集に努めます。</p>	<p>・廃棄物インターネット110番について投稿フォームを見直すことにより、写真を添付することができるようになりました。これに伴い、通報内容について詳しく把握できるようになりました。</p> <p>・令和6年3月から、新たにセイノーホールディングスとの通報協力体制を整備した。</p> <p>・ふるさと環境保全委員会を設置し、地域住民が処理施設を監視した。</p>	<p>・廃棄物インターネット110番を活用して得られた情報を活用し、事案を早期発見し、早期措置に努める。</p> <p>・各種団体との通報協力体制の維持・強化を図る。</p> <p>・ふるさと環境保全委員会による監視を継続する。</p>	
				<p>・各種団体との通報協力体制の整備</p> <p>・不法投棄事案を早期に把握するため、各種団体の協力による通報体制の整備を図っている。(郵便局員、森林組合員、岐阜県森林施業協議会、中日本高速道路(株)、中部電力保安協会岐阜支店、日本郵便(株)、セイノーホールディングス)</p>		
				<p>・岐阜県ふるさと環境保全委員会</p> <p>・産廃不適正処理の未然防止を図り、地域の生活環境を保全するため、地域住民が委員会を組織し、自主的に処理施設等の状況を監視している。</p> <p>◇設置数:2団体40名(R7.3.31現在)</p>		
	②不適正処理事案の公表		<p>県民に対する説明責任及び違反行為の未然防止、拡大防止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。</p>	<p>・公表事案件数(令和7年6月15日現在)&gt;</p> <p>・行政処分(措置命令、改善命令)を行った事案:9件</p> <p>・行政指導(文書勧告)中の事案:14件</p>	<p>・県ホームページでの公表により、県民に対する説明責任を果たすとともに、違法行為の拡大防止や悪質な業者への処理委託を抑止することができた。</p>	<p>・今後も県ホームページでの公表を継続実施する。</p>
	③関係機関との連携	<p>産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。</p> <p>警察で培ったノウハウ等を生かしたパトロール及び立入検査ができるよう、現地機関に警察官OBを廃棄物監視指導専門職として配置します。</p>	<p>・廃棄物不適正処理対策連絡会議の開催</p> <p>事案の早期把握及び迅速かつ適確な対応を図るために、関係機関が連携し、不適正処理事案に係る情報共有、各種法令の多角的な検討、合同パトロール等を実施している。</p> <p>[設置単位] 各県事務所(岐阜地域環境室を含む。)ごとに設置 [構成員] 県関係機関(県事務所環境課、農林事務所、土木事務所、建築事務所等)、市町村、警察、消防 等</p>	<p>・廃棄物不適正処理対策連絡会議開催に当たり、構成員間の緊密な連携により、廃棄物の不適正処理事案の早期改善、未然防止に努めるよう、廃棄物対策課から各県事務所等に対して、会議開催に当たっての留意事項や議題例を通知(R7.3.6)した。</p> <p>・議題例(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の不適正処理事案について</li> <li>・合同パトロール実施計画について</li> <li>・各機関との情報提供・情報共有について</li> <li>・廃棄物の適正処理に向けた事業について</li> <li>・産業廃棄物以外に関する情報共有について</li> </ul>	<p>・今後も継続して会議を開催し、関係機関との連携強化を図る。</p>	
				<p>現地機関に警察官OBを配置することで、効率的なパトロール活動を展開するとともに、不適正処理事案を認知した場合には県警本部及び警察署と円滑に連携し、早期立入検査や業者への指導を実施した。</p>	<p>不適正処理事案に対し、認知段階から警察と連携し、早期かつ適切な対応を図ることができた。</p>	<p>・引き続き、現地機関に警察官OBを配置することで、事案認知時には警察と連携した対応を図る。</p>

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
			<p>④監視活動の実施</p> <p>防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ＆ランドパトロール」や隣県等との合同による「産業廃棄物運搬車両路上検査」を実施するとともに、可搬式監視カメラの配備のほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、民間業者への委託による不法投棄等監視パトロールを実施します。</p>	<p>・スカイ＆ランドパトロールを実施し、飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷を加えるなど監視強化を図った。</p> <p>・隣県等との合同検査を継続して実施することにより、廃棄物の適正処理の指導啓発や、不適正処理の未然防止を図った。</p> <p>・令和6年度までは年間400回、令和7年度からは年間365回の監視パトロールを委託し、不法投棄・不適正処理の疑いが認められた場合には、県事務所において確認・指導を実施した。</p> <p>・可搬式不法投棄監視カメラの設置により、不法投棄及び不適正処理事案の早期解決・拡大防止を図った。</p>	<p>・今後も継続して監視活動を実施し、早期発見・早期措置に努める。</p>	
				<p>・平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事業者に対する対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や廃棄物の識別を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。</p>	<p>・平成29年度以降、県内において食品廃棄物に関する不適正処理事案は発生していない。</p> <p>・産業廃棄物は、排出事業者がその処理責任を負うものであり、食品廃棄物の排出事業者に対する講習会の開催や立入検査時における啓発により、食品廃棄物の適正処理の周知徹底が図られていると考えられる。</p>	<p>・食品衛生担当部局(生活衛生課)と連携して取り組みを行う必要がある。</p> <p>・廃棄物処理法の研修会を開催し、食品監視員等のスキルアップを図っていく。</p>
				<p>動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での立入検査等、監視強化に取り組みます。</p>		
		⑥岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用	市町村と連携し、土砂等の埋立てと称した廃棄物の不適正な処理事案の早期発見、早期措置に努めます。	<p>・岐阜県盛土規制に関する連携会議</p> <p>・他法令を所管する関係機関と連携し、廃棄物不適正処理を伴う不適正な盛土事業について、標記会議を通して、関係法令を所管する関係機関と連携し対応に当たった。</p>	<p>・今後も関係機関との連携し、是正に向けた取り組みを進めていく。</p>	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
(2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進	①県内一体となった環境美化活動の推進		県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や「プラごみゼロ・キャンペーン事業」等における清掃活動や意識啓発活動等、県内一体となった環境美化活動を推進します。	・令和5年度は、「プラごみゼロ・キャンペーン週間」として、ボランティア等による清掃活動を実施し、延べ約22万人が参加した。	・県内一体となった環境美化運動の推進に取り組むことができている。	・引き続き、県内一体となった環境美化運動を推進する。
			県ホームページやソーシャルメディア等の媒体を活用して、県内で行われている環境美化活動について情報発信を行います。また、県内で環境美化活動を行っている団体との連携を進めます。	・ゴミ拾いアプリ「ピリカ」や岐阜県清掃活動ウェブページ(見える化ウェブページ)を活用して、県内で行われている環境美化活動について情報発信を行った。 ・「プラごみゼロ・キャンペーン週間」を通じて県内で環境美化活動を行っている団体との連携を進めることができた。	・県のメディアを通じた情報発信を行うことができている。また、関係団体との連携を進めることができている。 ・環境美化活動の見える化などを通じて、県内で環境美化活動を行っている団体の参加意欲の向上などを促していくことが求められる。	・環境美化活動の見える化などを通じて、県内で環境美化活動を行っている団体の参加意欲の向上などにつながり得る施策を推進する。
	②海洋漂着物対策推進地域計画の策定		海洋漂着物処理推進法に基づき、対策の重点区域及び内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項を定めた計画を新たに策定し、所要の海洋漂着物対策を推進します。	・令和4年3月、内陸県としては2番目となる海洋ごみ対策の地域計画「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策推進計画」を策定した。	・県内9市町を重点モデル区域として設定し、また海岸漂着物等対策推進協議会を設置して意見を聴取しながら、全県的に海岸漂着物に対する施策を実施した。	・引き続き、重点モデル区域を支援し、県としても海岸漂着物に対する施策を実施していく。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
3. 災害・感染症・気候変動への備え	(1)災害廃棄物処理対策の推進  災害廃棄物の処理主体である市町村は、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を進めることができるよう、市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、施設の耐震化や仮置場候補地の選定等、平常時からの備えの強化に取り組む必要があります。 一方で、市町村が処理できないほど膨大な災害廃棄物が発生した場合には、広域的に処理を行うなど、県による支援が必要となる場合も想定されることから、県は、市町村と協力して、平常時からの備えを強化するとともに、災害発生時には、迅速に災害廃棄物処理の支援を行います。	①市町村災害廃棄物処理計画の策定支援  災害廃棄物の処理主体である市町村は、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を進めることができるよう、市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、施設の耐震化や仮置場候補地の選定等、平常時からの備えの強化に取り組む必要があります。 一方で、市町村が処理できないほど膨大な災害廃棄物が発生した場合には、広域的に処理を行うなど、県による支援が必要となる場合も想定されることから、県は、市町村と協力して、平常時からの備えを強化するとともに、災害発生時には、迅速に災害廃棄物処理の支援を行います。	市町村ごとの災害廃棄物発生量の推計、職員研修の実施などにより、県計画と整合した市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。  ②隣接県等との支援体制の整備  災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、引き続き隣接県等との支援体制の確保に努めます。  ③県内広域及び関係団体との連携体制の整備  災害廃棄物処理に係る図上演習を実施し、県及び市町村の対応能力及び連携体制の向上を図ります。  災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、県内市町村及び関係団体が連携を行う際に必要となる対応方法等について記載した要領を作成します。  ④事業継続計画(BCP)の策定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画の改定について市町村を対象に説明会を実施した。</li> <li>・市町村計画の策定状況及び改定状況を定期的に調査している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全市町村が市町村災害廃棄物処理計画を策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県計画の改定に応じて市町村計画も改定し、県計画への整合を維持するよう要請する。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の構成県として、定期的に環境省及び他の構成県との会議や訓練に参加し、意見交換等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹事会及びワーキンググループ(年2回)と協議会(年1回)に出席し、隣接県及び環境省と意見交換を行った。</li> <li>・隣接県、環境省及び県内市町村と災害時を想定して情報伝達訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会構成県として、環境省及び隣接県との情報共有と意見交換を行う。</li> <li>・隣接県、環境省及び県内市町村と災害時を想定して情報伝達訓練を実施する。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当者を対象として災害廃棄物処理図上演習を年1回開催している。(令和6年度末で延べ309人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時を想定した訓練を実施し、市町村担当者の知識・技能の習得に寄与した。</li> <li>・参加率が低い市町村へのフォローが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図上演習の開催を継続する。</li> <li>・参加率が低い市町村から参加への障壁を聞き取り、開催時期等の検討に係る参考とする。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の要領はH29年度に作成されたものであり、R3年度に、より簡潔な記載に改めるため修正した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害廃棄物処理計画の改定にあわせて改定が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害廃棄物処理計画の改定に応じて改定する。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村業務継続計画の策定状況を調査し、未策定の市町村に対しては早期策定の働きかけを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の働きかけにより一定数の市町村及び一部事務組合等において業務継続計画が策定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定中の市町村に対して引き続き働きかけを行う。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
			災害時における排出事業者及び廃棄物処理事業者の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画(BCP)及び事業継続力強化計画の策定支援を市町村と連携して行います。	・岐阜県清掃事業協同組合が、組合員に自社の事業継続計画の策定を推進していることを把握した。	・岐阜県清掃事業協同組合が、組合員の自社事業継続計画が市町村業務継続計画と整合し、実効性を確保できるよう、市町村との連携強化を要望している。	・市町村からの業務継続計画に関する相談に応じる。
			市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握し、必要な助言を行うとともに、災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議を図ります。	・市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について調査を実施した。 ・産業廃棄物処理業者1者と災害廃棄物の処理支援を含む包括連携協定を締結した。	・市町村又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設における耐震・防災対策について把握できた。	・産業廃棄物処理業者の業界団体として災害廃棄物処理に係る体制強化が図られていることから、同団体と連携する。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
		⑤平常時からの県民に向けた災害廃棄物処理に関する情報の発信	平常時から災害廃棄物の適正な処理に対する県民の理解を促進するため、市町村と連携し災害廃棄物の処理に関する情報の発信に努めます。	・県ホームページで災害廃棄物対策について周知した。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17597.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17597.html</a>	・県ホームページの活用により、広く災害廃棄物対策について周知することができた。	・継続して県ホームページで周知を行う。
	(2)感染症対策の推進  廃棄物処理事業は、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務であり、感染症が流行している状況であっても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の実施を継続するため、市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関する注意事項を周知するとともに、市町村の体制整備を支援します。	①新型コロナウイルス等感染症対策	県ホームページ等の媒体を活用し、県民や事業者に対して新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物対策について周知するとともに、市町村が実施する広報紙やごみカレンダー等を用いた普及啓発を支援します。	・県ホームページで新型コロナウイルス等感染症に係る廃棄物の取扱い等について周知した。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26016.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26016.html</a>	・県ホームページの活用により、広く感染症に係る廃棄物の取扱いについて周知することができた。	・継続して県ホームページで周知を行う。
			市町村担当職員に対する必要な情報の提供や技術的助言など、災害や感染症の流行に対応した市町村業務継続計画等の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。【再掲】	・市町村業務継続計画の策定状況を調査し、未策定の市町村に対しては早期策定の働きかけを行った。	・県の働きかけにより一定数の市町村及び一部事務組合等において業務継続計画が策定された。	・策定中の市町村に対して引き続き働きかけを行う。
			各関係主体との連絡体制や役割分担をあらかじめ定めるなど、連携協力体制の構築に努めます。	・市町村等担当者会議を年1回開催し、感染症に係る廃棄物の取扱いについて説明した。	・市町村の担当職員に対し、必要な情報の提供や技術的助言を行うことにより、感染症に係る廃棄物の適正処理に寄与した。	・市町村担当職員を対象とした会議を定期的に開催し、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行う。
			県内市町村の情報収集をし、地域の一般廃棄物の処理の停滞や処理施設のひっ迫・停止の可能性も踏まえ、県内市町村、関係団体や隣接県等との事前調整や情報交換に努めます。	・市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理施設等でクラスターが発生した場合に所管県事務所等へ報告するよう要請した。	・クラスターの発生により作業員が不足し、一般廃棄物の処理の支障が生じるおそれを考慮し、迅速に情報収集を行う体制を構築した。	・一般廃棄物処理に支障が発生する場合に備え、引き続き一般廃棄物処理の関係者に感染症によるクラスターが発生した場合は報告するよう要請する。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
(3)気候変動への対応  2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指し、温室効果ガス排出削減目標の2030年度中期目標を達成するため、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策(緩和策)に体系的に取り組みます。  廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、廃棄物焼却量の減量化や焼却する廃棄物の質の改善につながる取組を推進します。また、廃棄物処理に必要なエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、特に廃棄物処理において必要不可欠な焼却処理についてはエネルギー回収型の施設整備を促進するとともに、気候変動の影響を受けにくい廃棄物処理施設の立地・構造とするための取組を推進します。  さらに、太陽光等未利用エネルギーの有効活用や地域における熱利用等、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」も踏まえ、取組を推進します。	①廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型とすることを促進【再掲】	温室効果ガス排出量の更なる削減を図るために、廃棄物焼却時の熱回収、発電等が促進されるよう、市町村等に対して、国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。	・循環型社会形成推進交付金を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけた。	・令和7年度に高山市においてエネルギー回収型廃棄物処理施設が竣工するほか、令和8年度にもさらに1施設竣工する予定であり、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設置が進んでいる。	・循環型社会形成推進交付金を活用した円滑な施設整備を支援する。 ・必要な情報の提供や助言などの支援を継続して行う。	
		気候変動の影響を受けにくい施設の立地、構造とするため、技術的助言を行います。	・R7から岐阜羽島衛生施設組合の一般廃棄物処理施設技術検討委員会の委員に岐阜地域環境室長が就任しており、整備手法、処理方式などの技術検討を行っている。	・市町村から相談があった場合、必要な情報の提供や助言などを行う必要がある。		
	②家庭ごみ減量の推進【再掲】	市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や、生ごみコンポスト、リサイクルショップや、フリーマーケットの活用等の具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。	・家庭系ごみの減量化の推進を目的とし、県民に対する意識啓発運動として、「ぎふ食べきり運動」を行っている。インスタグラムで、ぎふ食べきり運動協力店の紹介や、食べきりレシピの公開等を行い、県民向け啓発を行っている。	・「ぎふ食べきり運動」について、協力店・企業数が増加している。インスタグラムの登録者数については緩やかに増加傾向にあるが、発信内容に類似情報が多くなっていることもあり伸び悩んでいる。  ・一般廃棄物における生活系ごみの排出量は減少傾向にあるが、再生利用率は低下傾向である。 ◇1人1日当たり生活系ごみ排出量 全国 : H30 638g→R5 592 g 岐阜県: H30 679g→R5 622g ◇一般廃棄物の再生利用率 岐阜県: H30 23.2%(162千トン) →R5 21.7%(135千トン)		
	③「ぎふ・プラごみ削減モデルショップ」制度の推進・登録店舗・製造者の拡大【再掲】	繰り返し使える容器を使用する、マイ容器に商品を提供する、バイオプラスチック製品の使用を推進するなどの使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力により、使い捨てプラスチック使用量を削減する取組を推進します。	・「ぎふ・プラごみ削減モデルショップ」制度をR4にリニューアルし「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふ・プラスマ!』」制度へ移行した。プラスチック資源循環に資する取組みを実践する事業所を登録対象とする制度で、新制度から幅広い業種の事業者が対象となるよう、登録要件の具体化・拡充を行った。	・プラスチック資源循環を促進するため、より多くの事業者にプラスチック資源循環に資する取組みを行ってもらえるよう、制度のPRを進めるとともに、登録事業者のPRについても行っていく。		
	④ 石油由来プラスチック代替製品の利用促進【再掲】	バイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、消費者・事業者に対し啓発を行います。	・小売業へ高校や大学におけるイベントにおいて環境配慮型プラスチック容器の試供品を提供し、実際に使用してもらいながら普及促進や啓発を行った。	・令和6年度の県政モニターにおいてバイオプラスチックの認知度を調査したところ、「よく知っている」「おおよそ知っている」が合わせて58.4%を占めた。	・引き続き、イベント等において環境配慮型プラスチック容器の普及促進や啓発を行っていく。	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
⑤「ぎふ食べきり」運動の推進【再掲】	⑥グリーン購入の推進【再掲】	食品廃棄物の削減に取り組む県内の飲食店、小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を図ります。	・「ぎふ食べきり運動」の協力店・協力企業の取組みを岐阜県公式インスタグラムで紹介している。その他、食べきりレシピの照会等も行い、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量を促進している。 ◇登録店舗数：1400店舗（R6年度末）	・「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業数とインスタグラム登録者数について、緩やかではあるが増加傾向にあり、県内の飲食店等及び家庭から排出される食品廃棄物の発生抑制や減量の促進に繋がっている。	・引き続き、食品廃棄物の発生抑制や減量に繋がる情報発信を行うとともに、協力店・企業のPRについて力を入れていく。	
		東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。	・例年1月頃、県内大型商業施設でPRイベントを開催。参加店舗での啓発、懸賞応募企画等を実施した。 ◇直近開催 ・キャンペーン期間：R7.1.10～R7.2.9 ・グリーン購入の啓発、懸賞応募企画 ・協力店舗数：579店舗（R6年度）	・キャンペーンの実施を通じて、消費者に対してグリーン購入の普及・啓発を実施している。 ・三県一市グリーン購入キャンペーンの協力店舗数が伸び悩んでいる。	・三県一市グリーン購入キャンペーンの参加店舗数について、県内に本店を置く大規模あるいは複数店舗を有する事業者のうち協力事業者として未登録の事業者に対して、参加を呼び掛けていく。	
	⑦紙ごみの分別徹底の推進【再掲】	環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るために、市町村や地域団体と連携し、県民向け情報提供や大型商業施設等での啓発活動を実施します。				
		岐阜県環境物品調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。	・毎年度、全庁的にグリーン購入調達実績の報告を求めており、3年に一度取りまとめた実績をホームページで公開している。	・「岐阜県環境物品等調達方針」に基づき、全庁的にグリーン購入を促進。近年は9割前後での調達率であり、取組が浸透。	・引き続き、全庁のグリーン購入調達実績を取りまとめ、状況把握を行っていくとともにグリーン購入の普及啓発を行っていく。	
	⑧市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を推進【再掲】	市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。	・第10期岐阜県分別収集促進計画を策定した。（令和4年8月） ・市区町村における分別収集実績等を把握するための調査を実施した。	・県内全42市町村において分別収集計画が策定された。 ・市町村によっては、紙ごみの分別収集を実施していない市町村が残っている。	・引き続き取組みを継続する。	
		資源物回収における異物混入の防止等、市町村のルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。	・第10期岐阜県分別収集促進計画を策定した。（令和4年8月） ・市区町村における分別収集実績等を把握するための調査を実施した。	・県内全42市町村において分別収集計画が策定された。	・引き続き取組みを継続する。	

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
3. 県内市町村における調査・検証	⑨食品廃棄物及びプラスチックごみの調査【再掲】	県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査・分析し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減に係る施策の検証・見直しを行います。	県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査・分析し、食品ロス削減やプラスチックごみ削減に係る施策の検証・見直しを行います。	・令和3年度に、高山市、各務原市において、家庭から排出されるごみ袋を開封し、食品及びプラスチック廃棄物を調査区分ごとに分類し、写真撮影などを実施した。	・食べ残しの割合は、いずれの地域でも大差はないという結果であった。 今後は、他の市町村でも、食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進していく必要がある。	・引き続き、県内市町村には、食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施をしているか照会するとともに、この調査の実施を進めていくようする。
				市町村による食品廃棄物及びプラスチックごみの調査の実施を推進します。		
	⑩食品廃棄物及びプラスチックごみの調査方法の共通化【再掲】	市町村別の状況を可視化するため、調査方法の共通化に向けて、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査方法の検証を行います。		・県内市町村には、家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成を調査しているか照会をかけ、現状の把握を行っている。	・食品廃棄物及びプラスチックごみの調査を実施している市町が、令和6年度末時点で、7市町であった。 今後は、実施市町の組成調査方法を分析・検証していく必要がある。	・引き続き、県内の家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物及びプラスチックごみの組成調査状況を把握し、調査方法の検証を行っていく。
4. 各主体との連携強化	⑪可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を市町村へ働きかけ【再掲】	市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言など市町村の取組を支援します。	市町村に対する必要な情報の提供や技術的助言など市町村の取組を支援します。	・県内市町村に適宜、情報提供を行った。	・可燃ごみ指定袋等へのバイオプラスチックの導入について相談がなく、技術的助言を行うことができなかった。	可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入を行っている自治体へヒアリングを実施し、県内市町村へ必要な情報提供などを実施します。
				・令和5年度にプラスチック製造メーカーや学識経験者等を委員としたプラスチック資源循環推進懇談会を設立し、プラスチック資源循環に関する啓発等について協議している。(R5:2回、 R6:1回開催)	・会議で施策について意見を聴取し、小売業へ環境配慮型プラスチック容器の試供品の提供や、高校や大学における若年層への資源循環に関する講義等を行うことができた。	・引き続き、プラスチック資源循環推進懇談会においてプラスチック資源循環に関する啓発等について協議し、施策に反映していく。

大項目	中項目	小項目	基本的施策	実施状況		今後の取組方針
				R3～R6年度までの取組状況	評価と課題	
一	②SNS等を活用した緩やかなつながりの構築	県がSNS等を活用した情報発信を行うことにより、県民、NPO法人、民間団体、事業者と行政が情報交換、情報共有を行い、緩やかなつながりを構築するとともに取組の推進を図ります。	・県内の清掃活動の見える化ページ「クリーンアップぎふ」において、県内・県外の清掃活動や清掃イベントを周知することで、幅広い世代の参加者のつながりを構築した。	・富山県との連携において、ハッシュタグを利用したオフラインイベント及びオンラインイベントを開催し、イベントをクリーンアップぎふに掲載することで参加者を募ることができた。	・引き続き、SNS等を活用した情報発信を行うことにより、県民等のつながりを構築し、取組の推進を図る。	
③各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有【再掲】	県が各種情報をとりまとめ、各市町村に情報提供を行い共有することにより、各市町村の廃棄物処理状況の取組の促進を図ります。	・県内のプラスチック資源循環促進法への取り組み状況をとりまとめ、圏域ごとのブロック会議を開催し、情報共有を行った。	・各市町村でプラスチック資源循環促進法に基づく分別収集・再商品化を行う市町村が増えている。	・必要な情報の提供を継続して行う。		
④取組効果を見る化する仕組の構築【再掲】	施策の評価を定量的に分析できるよう、市町村と連携して、新たなデータの収集や、データの分析方法等について検討し、取組の効果を見る化する仕組の構築を図ります。	・令和4年4月から、岐阜県における清掃活動の取り組み状況を見る化するウェブページを開設しており、県内の清掃活動の実施人数や拾われたごみの個数のデータを収集し、見える化する仕組みを構築した。	・県内の清掃活動の実績や、デジタル技術を活用したごみ調査の結果のデータを掲載している。 見える化ウェブページの認知度が低く、県民への行動変容に繋がっているとは言い難い状況にある。	・引き続き、見える化ウェブページの周知を行うことで県民への行動変容を促すとともに、各主体と連携しながら、散乱ごみの削減、ごみの適切な廃棄による再資源化の推進を図る。		
県民、自治会、民間団体等の様々な活動を把握し、表彰等を通してそれらの活動を広めていきます。	・公益社団法人食品容器環境美化協会が、ゴミ散乱防止、リサイクルの実践教育に優秀な成果をあげている小・中学校の表彰を実施しており、その推薦事務を行っている。 ・3R・資源循環推進フォーラムが、3Rを題材にしたポスターコンクールを実施しており、その周知や取りまとめを行っている。 ・食品ロス削減をテーマとしたポスターと標語を募集し、入選作品を掲載したポスターを学校、市町村、協力店舗、事業所等に提出した。	・学校や各主体から多くの募集があり、県民の中で資源循環等に対する意識が向上しており、再資源化の推進や最終処分量の削減を図れている。	・引き続き、各主体と連携をしながら、表彰等を通して、再資源化の推進や最終処分量の削減を図っていく。			